

## 第3 財政健全化法に関する指標について

### I 平成28年度決算に基づく健全化判断比率

「健全化判断比率」は、平成27年度決算と同様にすべての指標が早期健全化基準を下回っています。

指 標	28年度 決算	27年度 決算	早期健全 化基準	財政再生 基準
<b>① 実質赤字比率</b> ・ 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合	— <b>(赤字なし)</b>	— <b>(赤字なし)</b>	3.75%	5%
<b>② 連結実質赤字比率</b> ・ 電気・病院等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率	— <b>(赤字なし)</b>	— <b>(赤字なし)</b>	8.75%	15%
<b>③ 実質公債費比率</b> ・ 県債の元利償還金及びこれに準じるものとの標準財政規模に対する割合	<b>11.7%</b>	12.1%	25%	35%
<b>④ 将来負担比率</b> ・ 出資法人等を含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	<b>160.2%</b>	155.2%	400%	—

### II 平成28年度決算に基づく資金不足比率

各公営企業会計ごとに算定する「資金不足比率」は、平成27年度決算と同様に資金不足を生じた公営企業会計はないため、該当なしとなっています。

#### (参考) 財政健全化法の概要

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布)において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標として、一般会計等では「健全化判断比率」(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)、公営企業会計では「資金不足比率」が設けられています。
- 健全化判断比率においては、いずれかの比率が早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。各公営企業会計の資金不足比率においても、経営健全化基準(20%)以上になると経営健全化計画の策定が義務付けられます。